

県本部関係部課長
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本免第1208号
令和6年11月28日
宮城県警察本部長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）のうち、同法附則第1条第4号に掲げるマイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）と運転免許証の一体化に関する改正規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第334号）により、令和7年3月24日から施行されることとなった。

また、改正法の施行等に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）が令和6年11月1日に公布され、令和7年3月24日から施行されるとともに、交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第47号）も令和6年11月1日に公布され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する改正規定は令和7年3月24日から施行されることとなった。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する関連規定の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであることから、関連規定が円滑かつ適切に施行されるよう、遺漏のないようにされたい。

別紙

第1 趣旨

1 マイナンバーカードと免許証の一体化

近年のデジタル技術の進展に伴い、政府を挙げてデジタル社会の実現に向けた取組が進められているところ、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、「令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始」することとされた。この点、免許証と同等の効力を有するものとして、運転免許に関する電磁的記録をマイナンバーカードに記録するという制度を実現することにより、

○ 物理的な免許証の作成事務の減少による

- ・ 経由地公安委員会における更新手続の迅速化
- ・ 相応の行政コストの削減効果を踏まえた更新手数料等の減額

○ マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用による住所変更ワンストップサービス等、本籍のオンライン変更の実現

といった効果が見込まれる。

また、更新時講習については、令和4年2月から、マイナンバーカードを保有する優良運転者を対象として、北海道、千葉県、京都府及び山口県の4道府県においてオンラインによる更新時講習のモデル事業が開始され、令和5年10月からはその対象をマイナンバーカードを保有する一般運転者に拡大して現在まで継続実施しているところ、マイナンバーカードと免許証の一体化の開始に併せて全国展開することとされた。オンラインによる更新時講習を実現することにより、自宅などで更新しようとする者の自由なタイミングで更新時講習を受講できるようになるほか、講習の実施に関して講習指導員による対面講習が不要となり、更新業務の合理化がなされるといった効果が見込まれる。

このように、免許証とマイナンバーカードの一体化及びオンラインによる更新時講習の導入は、運転免許保有者の利便性の向上に資するとともに、警察業務の効率化につながるものであることから、こうした一体化に係る制度等を新設するために、特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定を整備することとしたものである。

2 運転免許等の手数料の標準の見直し

「地方分権推進計画」（平成10年5月閣議決定）においては、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする。」とされている。

運転免許等に関する手数料については、その標準額が政令において規定されているところ、今般、前回の改定（平成30年4月）から6年が経過することを踏まえ、その金額について、所要の見直しを行うこととしたものである。

第2 内容

1 特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する規定の整備

(1) 特定免許情報の記録について

ア 記録の申請

免許（仮免許を除く。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及びマイナ免許証のいずれをも有しないものは、いつでも、住所地公安委員会に、その者のマイナンバーカードの区分部分に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができることとした（法第95条の2第1項）。

イ 申請書及び提示書類

上記特定免許情報の記録の申請は、新設する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならないものとした。また、当該申請をしようとする者は、マイナンバーカード（免許証を有する者にあつては、マイナンバーカード及びその者が現に受けている免許に係る免許証）を提示させることとした（府令第21条の2第1項、第2項及び第3項）。

ウ 特定免許情報の記録時の免許証の返納及び交付

(ア) 特定免許情報の記録を受ける際に行う免許証の返納

特定免許情報の記録を受ける際に、(2)に記載の免許証の返納をしようとする者は、運転免許証返納届（府令別記様式第17の3）の提出に代えて、特定免許情報記録申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第4項）。

(イ) 特定免許情報の記録を受ける際に行う免許証の交付

特定免許情報の記録を受ける際に、(7)に記載の免許証の交付を受けようとする者は、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）の提出に代えて、特定免許情報記録申請書に免許証の交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第5項）。

エ 特定免許情報である事項

特定免許情報は、

- 免許情報記録の番号
- 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日
- 免許の種類
- 法第93条第2項に規定する条件に係る事項
- 法第93条第3項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

とした。

このうち、内閣府令で定めるものについては、免許を受けた者の写真その

他公安委員会が必要と認める事項とした（法第95条の2第2項及び府令第21条の3）。

オ 特定免許情報の記録

(ア) 記録の態様

特定免許情報の記録の申請を受けた公安委員会は、法第95条の2第3項各号に掲げる記録できない事由に該当する場合を除き、特定免許情報をその者のマイナンバーカードの区分部分に電磁的記録により記録することとし、当該記録は、マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする（法第95条の2第3項柱書及び府令第21条の4第1項）。

(イ) 記録できない事由

免許の効力が停止されている者については、その者のマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わないこととした。また、その他にも内閣府令で定める事情があるときは、その者のマイナンバーカードに特定免許情報の記録を行わないこととし、内閣府令で定める事情については、

- その者のマイナンバーカードが番号利用法及びこれに基づく命令の規定により効力を失っていること
- 当該マイナンバーカードの区分部分における空き領域が不足していること
- 当該マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に異常があること
- その他公安委員会が認める事情があること

とした（法第95条の2第3項及び府令第21条の4第2項）。

(2) 免許証の返納について

ア 免許証の返納

免許証（仮免許に係るものを除く。）及びマイナ免許証を有する者は、いつでも当該免許証を住所地公安委員会に返納することができることとした（法第95条の2第4項）。

イ 届出書及び提示書類

上記返納をしようとする者は、新設する運転免許証返納届（府令別記様式第17の3）を提出しなければならないものとした。この場合において、当該者は、免許証を提示し、かつマイナ免許証を提示して当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（府令第21条の5）。

(3) 特定免許情報の記録の申請の特例について

ア 特定免許情報の記録の申請の特例及び免許証不交付申出

免許を現に受けていない者が、免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際においても、特定免許情報の記録の申請をすることが

できることとした。この場合において、当該申請に併せて免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「免許証不交付申出」という。）をすることができることとし、当該申出があったときは、特定免許情報の記録を受けたことをもって、当該免許証が交付され、返納されたものとみなされることとした（法第95条の2第5項及び第6項）。

イ 申請書の記載方法

上記特定免許情報の記録の申請は、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に代えて、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該申請を行う旨を記載して行うものとした。また、上記免許証不交付申出をするときは、当該申請書に、免許証の交付を希望しない旨を記載して行うものとした（府令第21条の6第1項及び第2項）。

(4) 免許証の携帯及び提示義務との関係について

法第95条第1項及び第2項の規定により、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯し、自動車等を運転している場合において、警察官から免許証の提示を求められたときは、当該免許証を提示しなければならないとされている。

この点、マイナ免許証には、これら法第95条の規定の適用については免許証とみなすこととした。また、この場合において、警察官は、免許証とみなされるマイナ免許証の提示を受けた場合は、当該提示をした者に対し、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができることとし、当該求めを受けた者はこれに応じなければならないこととした（法第95条の2第7項及び第8項）。当該必要な措置としては、警察官が、端末にインストールされたアプリケーションを利用して、マイナ免許証から特定免許情報を読み取り、端末上に当該特定免許情報を表示することを想定している。

(5) マイナンバーカードの効力との関係について

番号利用法第17条第10項及びこれに基づく命令の規定によるマイナンバーカードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないこととした（法第95条の2第9項及び府令第21条の7）。

(6) 免許情報記録の抹消について

ア 免許情報記録の抹消

免許証（仮免許に係るものを除く。）及びマイナ免許証を有する者は、いつでも当該マイナ免許証を住所地公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができることとした（法第95条の2第10項）。

イ 届出書及び提示書類

上記抹消を受けようとする者は、新設する免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の4）を提出しなければならないものとした。また、この場合において、当該者は、免許証を提示しなければならないこととした（府令第21条

の 8)。

(7) 免許証の交付について

ア 交付の申請

免許を現に受けている者のうち、当該免許についてマイナ免許証のみを有するものは、いつでも、住所地公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができることとした（法第95条の 2 第11項）。

イ 申請書及び提示書類

上記免許証の交付の申請は、新設する運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の 5）を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならないものとした。また、当該申請をしようとする者は、マイナ免許証を提示して、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（府令第21条の 9 第 1 項、第 2 項及び第 3 項）。

ウ 免許証の交付を受ける際に行う免許情報記録の抹消

上記免許証の交付を受ける際に、(6)に記載の免許情報記録の抹消を受けようとする者は、免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の 4）の提出に代えて、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の 5）に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の 9 第 4 項）。

2 マイナ免許証に関する規定等の整備

(1) 併記免許の付与、条件の付与又は変更、記載事項の変更及び免許の取消し時におけるマイナ免許証に係る手続について

ア 併記免許の付与時における手続

(ア) 併記免許の付与時におけるマイナ免許証の手続

a マイナ免許証の特則

併記免許を与えるときは、その者のマイナ免許証に記録された免許情報記録をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換えることとした（法第95条の 3）。

b 二枚持ち者の特則

免許証及びマイナ免許証を有する者（以下「二枚持ち者」という。）に対する併記免許の付与は、法第92条第 2 項に規定する併記免許に係る免許証の引換え交付を行うとともに、併記免許に係る免許情報記録の書換えを行うものとした（法第95条の 4 第 1 項）。

c マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者に対する併記免許の付与は、併記免許に係る免許情報記録の書換えをもって、併記免許を与えたものとするものとした（法第95条の 5 第 1 項）。

(イ) 併記免許の付与時における保有状況変更

a 併記免許の付与時における保有状況変更の基本的な考え方

併記免許の付与時に、現に受けている免許に係る免許証及び当該免許に係る特定免許情報が記録されたマイナ免許証のうち、いずれを保有しているかの状況の変更（以下「保有状況変更」という。）を行う場合は、免許の申請に加え、免許証不交付申出（法第95条の2第6項）のほか、特定免許情報の記録申請、免許証の返納届、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになること、当該者は必ず運転免許申請書（府令別記様式第12）を提出することとされている（法第89条第1項）ことに鑑みると、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて当該申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

b 手続前に免許証のみを有する場合

(a) 手続後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、併記免許に係る免許証の交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第1項）。

(b) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証の交付を希望しない旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

c 手続前にマイナ免許証のみを有する場合

(a) 手続後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、併記免許に係る免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第3項）。

(b) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

d 手続前に免許証及びマイナ免許証を有する場合

(a) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、併記免許に係る免許情報記録の書換えを受ける際に免許証を返納しようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第5項）。

(b) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、併記免許に係る免許証の交付を受ける際に免許情報

記録の抹消を受けようとするときは、運転免許申請書（府令別記様式第12）に当該記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の10第6項）。

イ 条件の付与又は変更時におけるマイナ免許証に係る手続

(ア) マイナ免許証の特則

公安委員会が、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者のマイナ免許証の区分部分に当該条件に係る事項を電磁的方法により記録しなければならないこととした（法第95条の3）。

(イ) 二枚持ち者の特則

二枚持ち者に対する条件の付与又は変更は、法第93条第2項の規定による当該条件に係る事項を免許証に記載するとともに、当該条件に係る事項を電磁的方法によりマイナ免許証の区分部分に記録することとした（法第95条の4第2項）。

ウ 記載事項の変更時におけるマイナ免許証に係る手続

(ア) 二枚持ち者の特則

二枚持ち者であって、住所又は氏名を変更したものは、当該変更に係る疎明資料として変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ免許証を提示しなければならないこととした（府令第20条第3項）。

なお、

○ 自治体への転入届を行った日から90日以上経過していない場合であって、かつ、転入先の自治体にマイナナンバーカードの提出を行わなかったとき

○ 転入先の自治体にマイナナンバーカードの提出を行った際に、当該マイナナンバーカードの追記欄に余白がない場合

は、必ずしもマイナナンバーカードに変更後の住所が記載されているとは限らないため、このような住所地公安委員会が必要と認める場合には、マイナ免許証の提示に代えて住民票の写しの提示を認めることとした（(イ)、5イ(イ)及び5エ(ア)において同じ。）（同項）。

(イ) マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者について、住所及び氏名といった免許証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに住所地公安委員会に届け出なければならないこととした（法第95条の5第2項）。また、この場合において、住所又は氏名を変更した者は、当該変更に係る疎明資料として変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ免許証（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第20条第3項及び第21条の12第1号）。

エ 免許の取消し時等におけるマイナ免許証に係る手続

(ア) 免許証の返納等に係る規定の見直し

a 返納事由の追加

二枚持ち者が、免許情報記録の有効期間の更新のみを受けた場合、免許証の有効期間の更新はなされない一方で、当該免許情報記録の有効期間の更新はなされるため、当該者に係る免許は失効しないところ、有効期間が満了した免許証の悪用を防止する観点から、免許証の有効期間が満了したとき、当該免許証を住所地公安委員会に返納しなければならないこととした（法第106条の3第1項第4号）。

b 免許の一部取消し時における免許証の交付に係る規定の見直し

申請による免許の一部取消し時に、申請者の申出により新たに下位の免許が与えられる場合に交付される免許証は、法第106条の3第2項の規定により、免許の一部を取り消された者が、当該取消し時に取り消された免許以外の免許を受けている場合に交付される免許証に包含される関係であることを明確化するため、法第106条の3第2項に規定する「免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合」に当該場合が含まれる旨を明示的に規定することとした（法第106条の3第2項）。

なお、このような場合の免許証の交付は、申請に基づく新たな免許の付与を伴うものであることから、当該免許の付与は、法第92条第1項の規定による免許証の交付によるものであることに変わりはない。

(a) 免許の一部取消し時に免許証のみを有していた者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時に免許証のみを有していた者について、当該取消しに伴う免許証の引換え交付を受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許証不交付申出（法第95条の2第6項）のほか、特定免許情報の記録の申請又は免許証の返納届のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b) 再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しに係る保有状況変更

① 取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の2第1項）。

なお、この場合において、当該申請書への申請用写真の添付は不要とすることとした（同項）。

② 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

(c) 申請による取消しに係る保有状況変更

① 申出に基づく新たな免許の付与を伴わない場合の保有状況変更

㊦ 取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の2第3項）。

① 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

② 申出に基づく新たな免許の付与を伴う場合の保有状況変更

㊦ 取消し後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許証の引換え交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするとき（c参照）は、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の2第3項）。

① 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証不交付申出をする旨を記載しなければならないこととした（同条第5項）。

c 特定免許情報の記録の申請の特例並びに免許証の交付及び返納に係るみなし規定の準用

申請により免許の一部取消し時に、申請者からの申出により新たに下位の免許が付与される場合に特定免許情報の記録を申請する場合（b(c)②の場合）は、当該免許の取消しの申請時に併せて、新たな免許に係る特定免許情報の記録申請を行うことを可能とするために、このような場合の免許証の交付（法第106条の3第2項）について、法第95条の2第5項の規定による特定免許情報の申請の特例（1(3)）を準用することとした（法第106条の3第3項）。また、この場合において、新たに交付される免許証の交付を希望しない者に対して当該免許証の交付を不要とするために、法第95条の2第6項の規定による免許証の交付及び返納のみなし規定（1(3)）を準用することとした（法第106条の3第3項）。

d その他

免許の効力が停止されたときは、免許証を住所地公安委員会に提出し

なければならないとされていたところ、マイナ免許証のみを有する者に免許証の提出を求めることはできないから、免許証の提出義務を課す対象者を「免許証を有する者」に限定することとした（同条第4項）。

(イ) 免許情報記録の抹消等に係る規定の新設

a 抹消事由

免許証の返納事由及び提出事由に倣い、免許情報記録の抹消受けなければならない事由を以下のとおり規定することとした（法第106条の4第1項）。

- 免許が取り消されたとき（同項第1号）
- 免許が失効したとき（同号）
- 免許の効力が停止されたとき（同項第2号）
- 免許情報記録の有効期間が満了したとき（同項第3号）

b 免許の一部取消し時における免許情報記録の書換え

マイナ免許証を保有する者が免許の取消しを受けた後もなお他の種類の免許を受けている場合において、住所地公安委員会に当該マイナ免許証を提示したときは、当該公安委員会は、マイナ免許証に係る免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとした（法第106条の4第2項）。

(a) 免許の一部取消し時にマイナ免許証のみを有していた者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時にマイナ免許証のみを有していた者について、当該取消しに伴う免許情報記録の書換えを受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付の申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b) 再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しに係る保有状況変更

① 取消し後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、再試験に係る取消し又は若年運転者期間に係る取消しによる免許情報記録の書換えを受ける際に、免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）を提出して行うこととした（府令第31条の4の3第1項）。

なお、この場合において、当該申請書への申請用写真の添付は不要とすることとした（同項）。

② 取消し後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

(c) 申請による取消しに係る保有状況変更

マイナ免許証のみを有する者が、免許の取消しを申請する際に、新たに下位の免許を受けたい旨の申出をした場合には、当該新たな免許に係る免許証の交付に代えて、当該マイナ免許証に係る免許情報記録の書換えをもって、当該免許を与えたものとする事とした（法第106条の6）。

① 取消し後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、申請による取消しによる免許情報記録の書換えを受けると同時に、免許証の交付を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の3第3項）。

② 取消し後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

(ウ) 二枚持ち者の特則

a 免許の一部取消し時における免許証の引換え交付及び免許情報記録の書換え

二枚持ち者について、再試験に係る取消し、若年運転者期間に係る取消し又は申請による取消しを行ったときは、その者が免許証を返納し、かつ、マイナ免許証を提示した場合に限り、免許証の引換え交付及び免許情報記録の書換えを行うものとした（法第106条の5）。

b 免許の一部取消し時に二枚持ち者に係る保有状況変更

(a) 免許の一部取消し時に二枚持ち者に係る保有状況変更の基本的な考え方

免許の一部取消し時に免許証及びマイナ免許証を有していた者について、当該取消しに伴う免許証の引換え交付又は免許情報記録の書換えを受ける際に保有状況変更を行う場合は、免許の取消しの申請に加え、免許証の返納届又は免許情報記録の抹消届のいずれかの行為を行うことになるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることとすることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(b) 取消し後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、免許の取消しに伴う免許証の引換え交付を受けると

際に特定免許情報の抹消を受けようとするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の4第1項）。

(c) 取消し後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、免許の取消しに伴う免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の返納をするときは、運転免許取消申請書（府令別記様式第19の3の7）に当該返納をする旨を記載しなければならないこととした（府令第31条の4の4第2項）。

(2) マイナ免許証に係る免許証の記載事項変更について

ア 本籍等の変更届出義務に係る特則

特定免許情報には、本籍、住所、氏名及び生年月日が含まれていないため、マイナ免許証については、これら免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証と異なりこれら変更に係る事項の記載及び記録を受ける必要がない。したがって、免許を現に受けている者のうちマイナ免許証のみを有するものについて、これら免許証の記載事項に変更が生じたときは、住所地公安委員会に対する届出のみを義務付けることとした（法第95条の5第2項）。

イ 本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等

(ア) マイナ免許証のみを有する者の特則

マイナ免許証のみを有する者の本籍等に変更が生じたときは、単に住所地公安委員会への届出のみが義務付けられるところ、マイナンバーカードの公的個人認証機能を用いることにより、国家公安委員会に対し、本籍等の変更に係る情報の提供を受けるための措置が講じられている場合は、警察施設に実際に来所して当該届出を行わせる必要はないことから、そのような措置を講じている者については、当該届出をすることを要しない特例を規定することとした（法第95条の5第3項柱書）。

(イ) 本籍の変更に係る措置（本籍のオンライン変更）

国家公安委員会に対し、戸籍法第120条の3第3項の規定により国家公安委員会が戸籍電子証明書の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者は、本籍の変更についての届出をすることを要しないこととした（法第95条の5第3項第1号）。

内閣府令で定める措置は以下のとおりとした（a～cのすべての措置を講じる必要）（府令第21条の13）。

a 上記措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第1号）。

b 上記個人番号カード用署名用電子証明書又は措置を講じようとする者の移動端末設備用署名用電子証明書を、当該者の使用に係る電子計算機

からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第2号）。

- c 措置を講じようとする者の戸籍電子証明書提供用識別符号をその者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第3号）。

(ウ) 住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置（住所変更ワンストップサービス等）

a 住所変更ワンストップサービス等の概要

国家公安委員会に対し、公的個人認証法第18条第3項の規定により国家公安委員会が特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者は、住所、氏名及び生年月日の変更についての届出をすることを要しないこととした（法第95条の5第3項第2号）。

内閣府令で定める措置は以下のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意をしていることとした（府令第21条の14第1項）。

(a) 免許センター等から同意に関する情報を送信する場合

上記措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同項第1号）。

(b) 個人の電子計算機から同意に関する情報を送信する場合

① 措置を講じようとする者のマイナ免許証を住所地公安委員会に提示し、当該マイナ免許証に記録された個人番号カード用署名用電子証明書を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（府令第21条の13第1号）。

② 上記個人番号カード用署名用電子証明書又は措置を講じようとする者の移動端末設備用署名用電子証明書を、当該者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（同条第2号）。

③ 上記個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を、措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機からマイナポータルにより電気通信回線を通じて運転者管理システムに送信すること（府令第21条の14第1項第2号）。

b 住所変更ワンストップサービス等の再開

a (b)の措置により国家公安委員会に送信された個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失った場合には、住所変更ワンストップサービス等は、当該電子証明書の効力を失った事由に応じてそれぞれ以下に定めるときから再開することとした（同条第2項）。

なお、再開されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、当該変更に係る運転免許証記載事項変更届（府令別記様式第16）の提出を要しないこととした（府令第21条の14第2項）。

(a) 公的個人認証法第15条第1項第1号から第4号までに掲げる規定により効力を失った場合

新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたとき（府令第21条の14第2項第1号）。

(b) 公的個人認証法第15条第1項第5号の規定により効力を失った場合（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき）

特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意の有効期間の満了前にaの方法により有効な個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき（府令第21条の14第2項第2号）。

ウ 公安委員会に対する通報

(ア) 国家公安委員会が本籍等の情報の提供を受けたとき

a 国家公安委員会が本籍、住所、氏名及び生年月日の情報の提供を受けた場合には、その内容を全国の公安委員会に対して通報することとし、通報事項は内閣府令で定めることとした（法第95条の5第4項第1号）。

b 内閣府令で定める通報事項は以下のとおりとした（府令第21条の15第1項）。

○ 提供を受けた戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報に係る者の生年月日及び性別（同項第1号）

○ 免許情報記録の番号（同項第2号）

○ 変更に係る本籍、住所、氏名又は生年月日（同項第3号）

○ 提供を受けた年月日（同項第4号）

(イ) 住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置が開始され、又は終了したとき

a 住所、氏名及び生年月日の変更に係る措置について、当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項を通報することとした（法第95条の5第4項第2号）。

b 内閣府令で定める通報事項は以下のとおりとした（府令第21条の15第2項）。

○ 法第95条の5第3項第2号に規定する措置が開始され、又は終了

した者の生年月日及び性別（府令第21条の15第2項第1号）

○ 免許情報記録の番号（同項第2号）

○ 法第95条の5第3項第2号に規定する措置が開始され、又は終了した旨及びその年月日（府令第21条の15第2項第3号）

(3) 免許証等の有効期間について

ア 基本的な考え方

免許証と同様、免許情報記録についてもその有効期間を規定する必要があるところ、両者の有効期間について別々の条文を設けることは適当でないことから、これまで免許証の有効期間を規定していた旧法第92条の2を削り、免許証及び免許情報記録の有効期間に関する規定を法第95条の6として新設することとした。

イ 従来の有効期間の定め方と同様の定め方により有効期間を定める免許証等
免許証及び免許情報記録の有効期間の定め方については、従来の免許証の有効期間の定め方を踏襲することとし、

○ 免許の付与又は免許証等の有効期間の更新に伴い交付された免許証、記録された免許情報記録又は書換えられた免許情報記録
については、法第95条の6第1項に規定する満了日等を基準に有効期間を定めることとし、

○ 免許の一部取消しに伴い交付された免許証、記録された免許情報記録又は書換えられた免許情報記録
については、取り消される前に有していた免許証又は記録されていた免許情報記録の有効期間と同一の有効期間を定めることとした（同条第2項）。

なお、免許の一部取消しに伴い二枚持ち者に対して交付された免許証、又は書換えられた免許情報記録の有効期間は、当該免許証の有効期間が満了する日又は当該マイナ免許証に記録されていた免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日が経過するまでの期間とすることとした（同項第3号）。

ウ 新たな有効期間の定め方により有効期間を定める免許証等

(ア) 免許の付与又は免許証等の有効期間の更新を伴わない免許証の交付又は特定免許情報の記録

このような場合における免許証又は免許情報記録の有効期間は、既に有する免許証又は免許情報記録の有効期間と同一の有効期間を定めることとした（同条第2項）。

なお、現に受けている免許について免許証又はマイナ免許証のいずれをも有していなかった者である場合における免許証又は免許情報記録の有効期間は、その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とすることとした（同項第4号）。

- (イ) 更新証明書（府令別記様式第19の4の2）の交付を受けた者に対する免許証の交付又は特定免許情報の記録

現に受けている免許について免許証又はマイナ免許証のいずれをも有していない者は、その直近において有していたマイナ免許証を引き続き受けているものとみなして免許情報記録の更新を受けることができること、当該免許情報記録の更新は更新証明書（府令別記様式第19の4の2）の交付をもって行うこととされている（法第107条の規定により読み替えて適用する法第101条の4の2第3項）。

この点、当該更新証明書の交付を受けた者からの申請に基づき交付された免許証又は免許情報記録の有効期間は、満了日等を基準に定めることとした（法第95条の6第1項）。

- (4) 免許証又はマイナ免許証の紛失等に伴う保有状況変更について

ア 免許証のみを有していた者が免許証を紛失した場合

- (ア) 手続後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有していた者が免許証を紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第3項）。

- (イ) マイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納する旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

イ 免許証及びマイナ免許証を有していた者が免許証のみを紛失した場合

- (ア) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が免許証のみを紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第5項）。

- (イ) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が、免許証のみを紛失した場合において、当該紛失を機にマイナ免許証のみを保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第1）の提出を求めるとともに、同人の有するマイナ免許証の確認を行うこととする。

なお、当該提出後、紛失した免許証を発見した場合において、当該発見を機に免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第2）の提出を求めるとともに、発見した免許証の確認を行うこととする。

ウ 免許証及びマイナ免許証を有していた者がマイナ免許証のみを紛失した場

合

(ア) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者がマイナ免許証のみを紛失した場合であって、特定免許情報の記録を受ける際に免許証の返納をするときは、特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に当該返納を行う旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第4項）。

(イ) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者が、マイナ免許証のみを紛失等した場合において、当該紛失等を機に免許証のみを保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（紛失等時）（別記様式第1）の提出を求めるとともに、同人の有する免許証の確認を行うこととする。

なお、当該提出後、紛失等したマイナ免許証を発見した場合において、当該発見を機に免許証及びマイナ免許証を保有する旨を申し出たときは、住所地公安委員会は本通達で定める免許保有状況変更申出書（発見時）（別記様式第2）の提出を求めるとともに、発見したマイナ免許証の確認を行うこととする。

エ 免許証及びマイナ免許証を有していた者がその双方を紛失した場合

(ア) 手続後に二枚持ち者になるとき

免許証及びマイナ免許証を有していた者がその双方を紛失した場合であって、免許証の再交付を受ける際に特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証再交付申請書（府令別記様式第17）に当該記録を受け旨を記載しなければならないこととした（府令第21条第3項）。

(イ) 手続後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許証を返納をする旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

オ マイナ免許証のみを有していた者がマイナ免許証を紛失した場合

(ア) 手続後に免許証のみを有する者になるとき

マイナ免許証のみを有していた者が、マイナ免許証を紛失した場合であって、免許証の交付を受けようとするときは、新設する様式である運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）を提出しなければならないこととした（府令第21条の9第1項）。

(イ) 手続後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有していた者が、マイナ免許証を紛失した場合であって、特定免許情報の記録を受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、新たに追加する特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第21条の2第5項）。

(5) 免許情報記録に係るマイナンバーカードの取扱いについて

公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、マイナンバーカードの区分部分に特定免許情報を記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、又は抹消するときは、特定免許情報及び免許情報記録の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従ってマイナンバーカードを取り扱わなければならないこととした（府令第21条の16）。

3 免許情報記録の有効期間の更新に係る規定等の整備

(1) 免許証等の有効期間の更新に関する規定の見直しについて

ア 免許情報記録の更新の新設

(ア) 免許証等の更新

免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許情報記録の更新」という。）を「免許証等の更新」と定義することとし、従来の免許証の更新に係る規定について、免許情報記録の有効期間の更新にも適用されるよう、所要の規定の見直しを行った（法第101条第1項）。

(イ) 申請書及び提示書類

a 申請書

免許証等の更新を受けようとする者は、従来の運転免許証更新申請書を改めた運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）を提出しなければならないこととした（法第101条第1項、府令第29条第1項）。

b 提示書類

現に受けている免許についてマイナ免許証を有する者であって、免許証等の更新を受けようとするものは、当該マイナ免許証を提示し、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした（同条第2項）。

イ 二枚持ち者による免許証等の更新の申請

(ア) 更新の申請

二枚持ち者は、免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の更新又はその双方を受けることができることとした（法第101条第7項）。また、その双方を受けようとする者については、その双方を同時に申請しなければならないこととした（同項ただし書）。

(イ) 提示書類の特例

二枚持ち者であって、免許証等の更新を受けようとするものは、免許証の更新又はマイナ免許証の更新のいずれか一方を受ける場合であっても、当該免許証及びマイナ免許証の双方を提示しなければならない（マイナ免許証にあっては、提示に加えて当該マイナ免許証に記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない）こととした（府令第29条第10項）。

ウ 経由地公安委員会を経由した更新申請書の提出の見直し等

(ア) 経由申請をすることができる対象者の要件の見直し

更新申請書の提出を、経由地公安委員会を経由して行う免許証等の更新の申請（以下「経由申請」という。）の対象者を、従来の優良運転者から優良運転者又は一般運転者に拡大することとした（法第101条の2の2第1項）。

(イ) 経由申請の申請期間の見直し

これまで経由申請の申請期間は、免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに限られていたところ、経由地書換申出（ウ）をする場合には、更新期間の末日まで経由申請を行うことができることとした（同条第2項）。

(ウ) 免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた旨の申出等

a 経由地書換申出

免許情報記録の更新を受けようとする者は、経由申請に併せて、経由地書換申出をすることができることとした（同条第3項）。

なお、(イ)のとおり、経由地書換申出をする場合は、免許情報記録の有効期間の末日まで経由申請を行うことができることとした。

b 当該申出の方法

当該申出は、経由地公安委員会を経由して住所地公安委員会に提出する運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に、更新された免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受ける旨を記載して行うものとした（府令第29条の2の2第3項）。

(2) 更新された免許証の交付等に関する規定の新設について

ア 更新された免許証の交付に関する規定の新設

免許証の有効期間を更新するときは、現に有する免許証と引き換えに更新された免許証を交付して行うこととした（法第101条の4の2第1項）。

イ 免許証の更新時における免許証の交付及び返納に関するみなし規定の新設

免許証の更新を受けようとする際に特定免許情報の記録を申請する者は、当該免許証の交付を希望しない旨の申出（以下「更新時不交付申出」という。）をすることができることとし、この場合において、更新された特定免許情報の記録を受けたことをもって、当該更新された免許証が交付され、返納されたものとみなすこととした（同条第2項）。

ウ 更新された免許情報記録の書換えに関する規定の新設

免許情報記録の有効期間を更新するときは、現に有するマイナ免許証に記録された免許情報記録を書き換えて行うこととした（同条第3項）。

エ 経由地公安委員会に対する免許証の返納に関する規定の新設

経由地公安委員会で更新された免許情報記録の書換えを受けた者は、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができることとした（同条第4

項)。

オ 免許証等の更新に係る保有状況変更

(ア) 基本的な考え方

免許証等の更新時に保有状況変更を行う場合は、免許証等の更新の申請に加えて、更新時不交付申出のほか、特定免許情報の記録申請、免許証の返納届、免許情報記録の抹消届又は免許証の交付申請のいずれかの行為又は複数の行為を行うこととなるところ、それぞれ申請書等を別個に提出させるのではなく、上記の行為を行う意思があることをまとめて1つの申請書に記載させることが合理的であることから、府令においてこれら手続に係る特則を設けることとした。

(イ) 免許証等の更新前に免許証のみを有する場合

a 免許証等の更新後に二枚持ち者になるとき

免許証のみを有する者が、更新された免許証の引換え交付を受けると同時に、特定免許情報の記録を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該記録を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第1項）。

b 免許証等の更新後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に更新時不交付申出をする旨を記載しなければならないこととした（同条第2項）。

(ロ) 免許証等の更新前にマイナ免許証のみを有する場合

a 免許証等の更新後に二枚持ち者になるとき

マイナ免許証のみを有する者が、更新された免許情報記録の書換えを受ける際に免許証の交付を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該交付を受ける旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第3項）。

b 免許証等の更新後に免許証のみを有する者になるとき

上記申請書に免許情報記録の抹消を受ける旨を記載しなければならないこととした（同条第4項）。

(ハ) 免許証等の更新前に免許証及びマイナ免許証を有する場合

a 免許証等の更新後にマイナ免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、更新された免許情報記録の書換えを受ける際に免許証を返納しようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該返納をする旨を記載しなければならないこととした（府令第29条の2の3の2第5項）。

b 免許証等の更新後に免許証のみを有する者になるとき

二枚持ち者が、更新された免許証の引換え交付を受ける際に免許情報記録の抹消を受けようとするときは、運転免許証等更新申請書（府令別記様式第18）に当該抹消を受ける旨を記載しなければならないこととし

た（府令第29条の2の3の2第6項）。

4 免許証等の保管に関する規定の廃止等

(1) 免許証の保管措置に関する規定の廃止について

ア 免許の取消し又は効力の停止に係る免許証の保管措置

旧法第104条の3第3項、第4項後段及び第5項から第9項までを削り、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対する出頭命令の履行を担保するために免許証又は国際運転免許証の提出を求め、これと引換えに保管証を交付する制度（以下「保管制度」という。）を廃止することとした。

イ 自動車等の運転者による違反行為を認めた場合における免許証の保管措置
警察官が、自動車等の運転者による違反行為を認めた場合に、当該者の免許証又は国際運転免許証を保管する旨を規定する旧法第109条についても、アと同様に関係規定を削り、保管制度を廃止することとした。

(2) 出頭命令に関する規定の見直しについて

ア 免許の取消し又は効力の停止に係る出頭命令（法第104条の3第2項関係）

保管制度の廃止に伴い、免許の取消し又は効力の停止に係る出頭命令の履行を担保するため、当該出頭命令（法第104条の3第2項）に従わなかった者には、10万円以下の過料に処する罰則を設けることとした（法第123条の2第1号）。

なお、改正法の施行に伴い、府令で定める出頭命令通知書の様式に、免許情報記録に係る事項を記載することができるよう、所要の改正を行うこととした（府令別記様式第19の3の6）。

イ 自動車等の運転者による違反行為を認めた場合における出頭命令（法第109条関係）

保管制度の廃止に伴い、自動車等の運転者による違反行為を認めた場合に当該者に対して出頭すべき旨を命ずるとともに、当該出頭命令の履行を担保するため、当該出頭命令に従わなかった者には、10万円以下の過料に処する罰則を設けることとした（法第109条及び第123条の2第1号）。

なお、当該出頭命令は、新設する出頭命令書（府令別記様式第23）を交付して行うものとした（府令第38条の6）。

5 運転経歴の記録に関する規定の整備

(1) マイナ経歴証明書について

ア 運転経歴情報のマイナンバーカードへの記録

(ア) 記録の申請

運転経歴証明書の交付を申請することができる者は、住所地公安委員会に、その者のマイナンバーカードの区分部分にその者の運転に関する経歴に係る運転経歴情報を記録することを申請することができることとした（法第105条の2第3項）。

この場合において、運転経歴証明書の交付と同様に、当該公安委員会は、

上記記録の申請をした日前5年以内に免許を取り消され、又は失効した者であって、現に受けている免許がないものに対して、運転経歴情報の記録を行うものとする（令第39条の2の6第2項）

(イ) 申請書及び提示書類

上記記録の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書を提出して行うものとし、当該申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真の添付を求めることとした。また、当該申請をしようとする者については、マイナンバーカードの提示を求めることとした（府令第30条の8第1項、第2項及び第3項第3号）。

(ウ) 運転経歴情報である事項（府令第30条の13）

運転経歴情報は、

- 運転経歴情報記録（マイナンバーカードに記録された運転経歴情報に係る記録をいう。）の番号（同条第1号）
- 運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の4第2項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類（府令第30条の13第2号）
- 運転経歴情報の記録年月日（同条第3号）
- 運転経歴情報の記録を受けた者が法第104条の4第2項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が効力を失った日前5年間の自動車等の運転に関する経歴（府令第30条の13第4号）
- 運転経歴情報の記録を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項（同条第5号）

とした。

(エ) 運転経歴情報の記録

運転経歴情報の記録の申請を受けた公安委員会は、府令第21条の4第2項各号に掲げるいずれかの事情（特定免許情報を記録できない事情と同じ。1(1)オ(イ)を参照。）がある場合を除き、運転経歴情報をその者のマイナンバーカードの区分部分に電磁的方法により記録する（法第105条の2第4項、府令第30条の14第1項）こととし、当該記録は、マイナンバーカードに組み込まれた半導体集積回路に記録して行うものとする（法第105条の2第4項、府令第30条の14第1項及び第2項）。

イ マイナ経歴証明書のみを有する者に係る住所等の変更の届出

(ア) 住所、氏名又は生年月日の変更届出

マイナ経歴証明書のみを有する者は、住所、氏名又は生年月日に変更を生じたときは、速やかに住所地公安委員会に届け出なければならないこととした（府令第30条の15第1項）。

(イ) 届出書及び提示書類

上記届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うも

のとすることとし、この場合において、当該届出をしようとする者は、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第30条の15第2項及び第30条の10第4項）。

(ウ) マイナ免許証保有時に措置を講じている場合

マイナ免許証のみを有していた際に、住所変更ワンストップサービス等に関する措置（2(2)イ(ウ) a (a)又は2(2)イ(ウ) a (b)）を講じているものについては、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出を不要とすることとした（府令第30条の15第3項）。

(エ) マイナ経歴証明書保有時以降に措置を講じる場合

マイナ経歴証明書保有時以降に、住所変更ワンストップサービス等に関する措置と同様に、当該マイナンバーカードを用いて、当該マイナンバーカードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書によって確認される電子署名がなされた同意情報を提供した者については、住所、氏名又は生年月日の変更についての住所地公安委員会への届出を不要とすることとした（同条第5項）。

ウ 運転経歴情報の抹消

(ア) 抹消義務

マイナ経歴証明書を有する者が、免許を受けたときは、速やかに、当該マイナ経歴証明書を住所地公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならないこととした（府令第30条の16第1項本文）。ただし、当該マイナンバーカードを番号利用法第17条第8項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、当該返納義務を課さないこととした（府令第30条の16第1項ただし書）。

(イ) 抹消の届出

マイナ経歴証明書を有する者は、いつでも、住所地公安委員会に当該マイナ免許証を提示し、かつ、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届を提出して運転経歴情報の抹消を受けることができることとした（府令第30条の16第2項）。

エ その他

(ア) 運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者に対する住所等の変更の届出

運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者は、府令第30条の10第3項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載されたマイナ経歴証明書（住所地公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。）を提示しなければならないこととした（府令第30条の10第4項）。

(イ) 運転経歴情報に係るマイナンバーカードの取扱い

公安委員会は、法及びこれに基づく命令の規定により、マイナンバーカ

ードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消するときは、運転経歴情報の安全管理を図るため必要なものとして国家公安委員会が定める基準に従ってマイナンバーカードを取り扱わなければならないこととした（府令第30条の17）。

(2) 運転経歴証明書の返納について

運転経歴証明書を有する者が、運転経歴情報の記録を受けようとするときは、運転経歴証明書の不正利用防止の観点から公安委員会に運転経歴証明書を返納させる必要性が認められることから、住所地公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができることとした（府令第30条の12第2項）。また、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書を有する者についても、同様の趣旨で、いつでも、住所地公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができることとした（同条第3項）。

6 運転免許等に係る手数料に関する規定の整備

(1) 特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する手数料について

ア 手数料の種別

改正法において特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等の公安委員会における事務が新設されたことに伴い、運転免許等に関する手数料の種別を以下のとおり新設し、又は改めることとした（法第112条第1項）。

(ア) 免許証交付手数料

法第92条第1項の規定による免許証の交付に加え、法第95条の2第11項の規定による免許証の交付を受けようとする者からも免許証交付手数料を徴収することとした（法第112条第1項第3号）。

(イ) 特定免許情報記録手数料

特定免許情報の記録（法第95条の2第3項）又は免許情報記録の書換え（法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項又は第106条の4第2項）を受けようとする者であって、ウに該当しないものから特定免許情報記録手数料を徴収することとした（法第112条第1項第4号の2）。

(ウ) 免許証等更新手数料

免許証の更新に加え、免許情報記録の更新（法第101条第1項又は第101条の2第1項）を受けようとする者からも免許証等更新手数料を徴収することとし、手数料の種別の名称を免許証更新手数料から免許証等更新手数料に改めることとした（法第112条第1項第5号）。

(エ) 経由手数料

免許証の更新に係る経由申請（法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出）に加え、免許情報記録の更新に係る経由申請をしようとする者からも経由手数料を徴収するこ

とした（法第112条第1項第5号の2）。

イ 手数料の区分及び標準額

上記新設し、又は改めることとした手数料の種別について、その区分を以下のとおり新設し、又は改めることとし、それぞれの区分に応じた標準額を別表のとおり定めた（令第43条第1項）。

(ア) 免許証交付手数料については、以下の区分を新設することとした。

○ 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付を受ける場合

(イ) 特定免許情報記録手数料については、以下のとおり区分することとした。

a 特定免許情報の記録（法第95条の2第3項）

○ 免許証不交付申出（法第95条の2第6項の規定による申出）をする場合

○ 更新時不交付申出（法第101条の4の2第2項の規定による申出）をする場合

○ 免許証不交付申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合

b 免許情報記録の書換え（法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項又は法第106条の4第2項）

(ウ) 免許証等更新手数料については、以下のとおり区分することとした。

○ 免許証の更新を受ける場合（同時に免許情報記録の更新を受ける場合を除く。）

○ 免許情報記録の更新を受ける場合（同時に免許証の更新を受ける場合を除く。）

○ 免許証及び免許情報記録の双方の更新を受ける場合

(エ) 経由手数料については、以下のとおり区分することとした。

○ 経由地公安委員会で免許情報記録の書換えを行う場合

○ 経由地公安委員会で免許情報記録の書換えを行わない場合

ウ 特定免許情報記録手数料を徴収しない対象

法において、免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に特定免許情報の記録の申請をした者その他の政令で定める者からは特定免許情報記録手数料を徴収しないこととしており、政令で定める者として以下に掲げる者からは特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（法第112条第1項第4号の2）。

(ア) 免許の効力の停止に伴う免許情報記録の抹消後の特定免許情報の記録

免許の効力の停止に伴う免許情報記録の抹消を受けた者であって、当該抹消を受けた後初めて特定免許情報の記録の申請をしたものからは、特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（令第43条第4項第1号柱書）。

ただし、以下に該当する者にあつては、特定免許情報記録手数料を徴収しない対象から除くこととした。

- 免許の効力の停止の期間が満了し、又は免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は他の免許が与えられた者（同号イ）
- 免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付（法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定によるものに限る。）を受けようとする際に、特定免許情報の記録の申請をした者（令第43条第4項第1号ロ）
- (イ) 免許の一部取消しに係る免許情報記録の書換え
免許の一部取消しに係る免許情報記録の書換え（法第106条の4第2項）を受ける者のうち、法第104条の4第3項の規定により新たに免許が与えられないものからは、当該書換えに係る特定免許情報記録手数料を徴収しないこととした（令第43条第4項第2号）。

(2) 手数料の定期改定について

運転免許等に関する手数料の標準について、所要の見直しを行い、別表のとおり改めることとした。また、オンラインによる更新時講習（以下「オンライン講習」という。）の全国展開に伴い、更新時講習の標準を見直し、新たにオンライン講習に係る手数料の標準額を定めることとした（令第43条第1項）。

7 その他

(1) 国家公安委員会への報告（法第106条関係）

ア 報告しなければならない事由

特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関する事務について、公安委員会が内閣府令で定める事項を国家公安委員会に対して報告しなければならない事由として、以下の場合を追加することとした（法第106条）。

- 特定免許情報の記録をしたとき（法第95条の2第3項）
- 免許証の返納を受けたとき（同条第4項）
- 免許情報記録の抹消をしたとき（同条第10項）
- 免許証の交付をしたとき（同条第11項）
- 免許情報記録の更新をしたとき（法第101条第6項又は第101条の2第4項）
- 運転経歴情報の記録をしたとき（法第105条の2第4項）

イ 特定免許情報の記録をしたとき（法第95条の2第3項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 特定免許情報の記録を受けた者の生年月日及び性別
- 免許証等番号
- 特定免許情報の記録年月日

ウ 免許証の返納を受けたとき（法第95条の2第4項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとし

た（府令第31条の3表）。

- 免許証を返納した者の生年月日及び性別
- 免許情報記録の番号
- 返納を受けた免許証に係る免許証番号
- 免許証の返納を受けた年月日

エ 免許情報記録の抹消をしたとき（法第95条の2第10項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 免許情報記録の抹消を受けた者の生年月日及び性別
- 免許証番号
- 抹消された免許情報記録に係る免許情報記録の番号
- 免許情報記録の抹消年月日

オ 免許証の交付をしたとき（法第95条の2第11項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 免許証の交付を受けた者の生年月日及び性別
- 免許証等番号
- 免許証の交付年月日

カ 免許情報記録の更新をしたとき（法第101条第6項又は第101条の2第4項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 免許証等の更新を受けた者の生年月日及び性別
- 免許証の交付年月日等及び免許証等番号
- 法第101条の2第4項の規定により免許証等の更新を受けた者にあつては、同条第3項の規定による適性検査を受けた日
- 府令第18条第1項第2号に該当する者にあつては、その旨

キ 運転経歴情報の記録をしたとき（法第105条の2第4項）

内閣府令で定める国家公安委員会に報告する事項とは、以下のとおりとした（府令第31条の3表）。

- 運転経歴情報の記録を受けた者の生年月日及び性別
- 運転経歴情報の記録を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証等番号
- 運転経歴情報の記録年月日

ク その他

その他の事由について、改正法の施行に伴い、免許情報記録の番号等を報告事項に追加する所要の規定の整備を行った（府令第31条の3表）。

(2) 免許関係事務の委託（法第108条関係）

特定免許情報のマイナンバーカードへの記録等に関して新設される公安委員

会の事務のうち、以下に掲げる事務については、公安委員会がその全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができないものとする（令第40条の3）。

- 法第101条の2の2第5項に規定する経由地公安委員会からの通知に係る適性検査の結果の判定に係る事務
- 免許情報記録の更新の拒否（法第101条の3第2項又は第101条の4第4項）に係る事務

(3) オンライン講習（法第108条の2関係）

ア 運転適性診断の検査方法

一般運転者に対する講習において、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査を行うこととされていたところ、オンライン講習の全国展開に伴い、当該検査を電子計算機その他の機器を使用して行うこともできることとした（府令第38条第11項第1号）。

イ オンライン講習の実施に係る基準

適正手続の確保の観点から、オンライン講習を行う場合には、受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること其他国家公安委員会規則で定める基準に従って行わなければならないこととした（府令第38条第11項第3号）。

なお、上記国家公安委員会規則で定める基準は、以下に掲げるとおりとした（講習規則第5条第3項）。

- マイナポータルの利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であることを確認できるものであること（同項第1号）。
- 受講者の受講の状況を確認できるものであること（同項第2号）。
- 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること（同項第3号）。

(4) 更新連絡書に関する経過措置（改正法附則第9条関係）

旧法第101条第3項に規定する書面（更新連絡書）の送付を受けた一般運転者に該当する者に対する経由申請に関する規定（法第101条の2の2第1項）の適用については、当該者は、法第101条第3項の規定により一般運転者に該当することとなる旨を記載した更新連絡書（法第101条の2の2第1項）の送付を受けた者とみなすこととした（改正令第5条）。

(5) その他

その他所要の規定を整備することとした。

なお、上記(3)に記載の講習規則に関する規定の整備のほか、特定免許情報のマイナンバーカードの記録等に関する改正法の一部の施行に伴い、関係する国家公安委員会規則及び国家公安委員会告示について必要な規定を整備することとした（改正規則及び改正告示）。

第3 留意点

1 運転免許等に関する手数料に係る条例の改正

運転免許等に関する手数料の徴収については、法で定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて条例を定めているところ、本県においても、令和6年11月1日に交付された政令に基づき、公安委員会関係手数料条例が改正・施行されることから、各種免許業務に従事する際は、新設された手数料を確認の上、誤徴収防止に努めること。

2 職員に対する教養等の徹底

改正法の施行により、マイナ免許証に係る各種手続が新たに加わるほか、免許業務に関する手数料が大きく変わることから、免許関係事務を担当する職員は、マイナンバーカードと免許証の一体化等に関する事務を適切かつ迅速に行えるよう、関係資料を確認の上、誤りのないようにすること。なお、今後、交通部による教養を計画していることから、できる限り職員を参加させること。

3 広報及び周知の徹底

マイナンバーカードと免許証の一体化に関する制度の概要等について、配布しているポスター・リーフレット等を活用するなど、あらゆる機会を通じて県民への広報を実施し、周知を図ること。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の官報の写し及び新旧対照条文（別添1）
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第334号）の官報の写し（別添2）
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）の官報の写し及び新旧対照条文（別添3）
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）の官報の写し（別添4）
- 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）の官報の写し（別添5）
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する告示（令和6年国家公安委員会告示第47号）の官報の写し（別添6）

別記様式第 1 号

免許保有状況変更申出書（紛失等時）																		年 月 日		
宮城県公安委員会殿																				
ふ り が な																				
氏 名																				
生 年 月 日																		年 月 日		
紛失等の直前における 免許証及び免許情報記録個人番号カード 双方の保有の有無																		有 ・ 無		
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 紛失等したもの																		免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
紛失等した理由																				
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 等 の 有効期間の末日																			
	免 許 証 等 号		第 号																	
	免 許 年 月 日 ・ 種 類	第一種 免 許	二小原	年 月 日												昭 和	平 成	令 和		
		免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	昭 和	平 成	令 和		
		第一種 免 許	その他	年 月 日												昭 和	平 成	令 和		
		第二種免許		年 月 日												昭 和	平 成	令 和		
免 許 の 条 件																				

- 備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
- 2 紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの紛失等の直前において、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有していなかった場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものを○で囲むこと。
- 4 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等することなく現在保有する免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
- 5 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
- 6 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号

免許保有状況変更申出書（発見時）																		年 月 日		
宮城県公安委員会殿																				
ふ り が な																				
氏 名																				
生 年 月 日																		年 月 日		
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち 発 見 し た も の																		免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 等 の 有効期間の末日																			
	免 許 証 等 号																	第 号		
	免 許 年 月 日 ・ 種 類	第一種 免 許	二・小・原	年 月 日												昭 和 二 二 年	平 成 二 二 年	令 和 二 二 年		
		免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	中 普	大 特	引 二		
		第一種 免 許	その他	年 月 日												昭 和 二 二 年	平 成 二 二 年	令 和 二 二 年		
		第二種免許		年 月 日												昭 和 二 二 年	平 成 二 二 年	令 和 二 二 年		
免 許 の 条 件																				

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
 - 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち発見したもの欄は、免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか紛失等したものとして、紛失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので発見したものを○で囲むこと。
 - 3 現に受けている免許欄に係る欄には、紛失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちいずれか一方に係る事項を記載すること。
 - 4 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証等番号（免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。）、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。
 - 5 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を示す略語を○で囲むこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。